

## ▲ マナーを守ってきれいなまちに

犬の散歩などで犬のフンが放置されるケースが発生しています。フンや尿の処理は、飼い主の責任です。すべての方が気持ちよく過ごせるまちにするため、次のことを守りましょう。

- ・フンや尿は、できるだけ散歩の前に自宅で済ませるよう習慣づけましょう。
- ・散歩中にフンをしてしまった場合は、必ず飼い主が持ち帰りましょう。
- ・尿や、フンを取り除いた後は、周囲の衛生のため水で綺麗に洗い流してください。

「豊山町きれいなまちづくり条例」第8条において、犬の飼い主は、フンを回収し持ち帰ることが義務付けられています。違反した場合、指導、勧告及び命令処分の対象となります。

### ▽ イエローチョーク作戦

「イエローチョーク作戦」は、放置された犬のフンの周りを黄色いチョークで囲み、困っている人がいることを飼い主に気付いてもらう取組です。

### ○ 参加資格

町民及び団体

### ○ 参加方法

住民課環境保全グループ窓口で受付後、イエローチョークをお渡しします。

### ▼ 問合せ

住民課環境保全グループ

☎ 28・0916

## ▲ 軽自動車税・自動車税 納期限は6月1日(月)

今年度の軽自動車税の納税通知書は5月1日(金)、自動車税の納税通知書は4月30日(木)に発送します。

軽自動車税と自動車税は、4月1日現在の所有者に課税します。納期限は、6月1日(月)です。

3月末までに名義変更・譲渡・廃車の手続きを他の人(自動車販売業者など)に依頼した車の納税通知書が届いたときは、手続きが正しく行われていない可能性があります。確実に手続きが行われているかを確かめてください。また、転居などにより納税通知書が届かないときは、お問い合わせください。

### ▼ 軽自動車税の納付

役場1階1番窓口会計課か、お近くの金融機関またはコンビニエンスストアで納付してください。パソコンやスマートフォンなどを利用して、インターネットバンキングやクレジットカード(決済手数料がかかります)、スマートフォン決済アプリでも納付していただけますが、領収証書は発行されません。領収証書が必要な方や急ぎで車検用の納税証明が必要な方は、役場か金融機関またはコンビニエンスストアで納付してください。なお、身体の障がいなどで減免を受けられる方は、納期限までに申請をしてください。今年初めて減免申請をする予定で、軽自動車税を口

座振替にしている方は、お早めにご連絡ください。

### ▼ 問合せ

税務課課税グループ

☎ 28・2434

### ▼ 自動車税の納付

愛知県名古屋北部県税事務所から納税通知書をお送りしますので、納期限までに納付してください。

パソコンやスマートフォンなどを利用して、クレジットカード(決済手数料がかかります)やインターネットバンキング、スマートフォン決済アプリで納付していただけます。

また、お近くの県税事務所、金融機関、コンビニエンスストア等でも納付していただけます。

### ▼ 問合せ

愛知県名古屋北部県税事務所

所課税第二課自動車税グループ

☎ 052・531・6305

## ▲ 保険税・保険料の「子ども・子育て支援金分」創設

### ▼ 子ども・子育て支援金制度とは

すべての世代や企業の皆様から支援金を拠出していただき、子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

この支援金は、児童手当の拡充、育児時短就業給付、妊婦のための支援給付、こども誰でも通園制度、育児期間中の国民年金保険料免除等に活用され

ます。

### ▼ 子ども・子育て支援金の保険税・保険料

令和8年度から国民健康保険税および後期高齢者医療保険料に「子ども・子育て支援金分」が加算されます。これは他の医療保険(健康保険、共済組合、国民健康保険組合等)に加入されている方も同様に加算され、子ども・子育て支援の拡充を支える財源の一部となります。

従来の保険税・保険料に、子育て支援金分を合算して納付いただくこととなります。

支援金分は、所得に応じて算出し、低所得の方に対する軽減措置を設けています。

※子ども・子育て支援金制度についての詳細は、こども家庭庁のホームページをご覧ください

### ▼ 問合せ

保険課国民健康保険・医療グループ

☎ 28・0917

